

令和6年度第6回川崎市環境影響評価審議会 次第

日 時 令和6年8月21日（水）午後2時 ～ 午後3時（予定）

場 所 オンライン会議（川崎市役所本庁舎 301、302会議室）

1 議事

- (1) 川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレイス計画（仮）に係る計画段階環境配慮書について（答申案審議）

2 その他

資料1－1 川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレイス計画（仮）に係る計画段階環境配慮書についての個別審査意見書

資料1－2 川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレイス計画（仮）に係る計画段階環境配慮書に対する市長意見作成のための審査結果について（答申案）

資料2 川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレイス計画（仮）計画段階環境配慮書

川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮）に係る
計画段階環境配慮書についての個別審査意見書

項目	個別審査意見
大気環境 (佐田委員)	本リプレース計画では、地球環境保全に係わる技術開発を踏まえ、まずプラント設計の詳細を具体化すべきと考えられる。次いで、重大な影響を受けるおそれがある環境要素を把握する必要がある。例えば、窒素酸化物削減などの環境保全措置を講じることなどを勘案した大気質、冷却塔白煙の有無を把握するとともにその安全面を含めた景観、などの環境要素の選定であり、更にその後の詳細な予測・評価に繋げることが求められる。
緑化計画 (濱野委員)	①配慮書段階で緑化計画について何も記されていないことが大いに気になった。 今回の事業実施想定区域が赤の破線（配慮書 p 9、図 2.2-3）で示されており、事業計画の規模に応じて区域が変動しているが、いずれにしても資料（あらましパンフレットの空中写真）を概略分析したところ緑化面積（工場立地法 15%、市緑化基準 10%）を満たしていないようである。 現状では緑化面積の不足分について敷地外緑地を確保して緑化面積を担保する予定とのことであるが、現状では敷地に対して〇%であり、〇%不足しているのかを、定量的に示して説明する必要がある。その後、敷地外緑地について選定理由を説明して提示すべきである。 また、配慮書には p 100～136 まで動植物について詳細な資料が示されており、この資料に基づいて緑化計画を立案されたい。 調査をしたが計画区域内で確認されなかったので除外しますでは、動植物資料の認識が甘すぎます。4 季にわたり調査をしているようであるが、動物類、特に鳥類（魚類も勿論）は朝晩に活発に行動することから日の出から日没まで調査する必要がある。調査時期も一か月ごとで正確さを担保する必要がある。
景観 (濱野委員)	②煙突の見え方について高さや視角について説明していたが、どこから見えるかではなく煙突のデザイン（形・色合い）についても検討されたい。 煙突は朝晩、陽のあたり具合（順光・逆光など）、天候（晴れ・曇り・雨天など）などの条件によって見え方が違って来る。 これらの条件と煙突のデザインによってどのように見えるのかをシュミレーションして、景観負荷の最も少ない煙突デザインを導き出して欲しい。

川 崎 事 業 所 （ 扇 町 地 区 ） 火 力
発 電 設 備 リ プ レース 計 画 （ 仮 ） に 係 る
計 画 段 階 環 境 配 慮 書 に 対 す る 市 長 意 見
作 成 の た め の 審 査 結 果 に つ い て （ 答 申 案 ）

令和 6 年 8 月

川崎市環境影響評価審議会

まえがき

川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮）（以下「対象事業」という。）は、株式会社レゾナックが、川崎区扇町5-1 株式会社レゾナック川崎事業所（扇町地区）の敷地 35.6ha の第一種事業実施想定区域（以下「事業実施想定区域」という。）内にあるボイラー・タービン発電機 4 号機を廃止して、都市ガス及び二酸化炭素の発生がない水素を燃料とする火力発電所へ更新（リプレース）をするものである。新設備は都市ガス及び水素混焼のガスタービン発電機・排熱回収ボイラーと復水蒸気タービンを新設して、合計出力約 17 万 kW の発電を行うものである。

事業実施想定区域及びその周辺は、川崎臨海部の京浜工業地帯の一角に位置し、南渡田運河などに面するとともに、周辺の住居系地域から約 800m 離れている。また、用途地域は工業専用地域に指定されている。

本審議会では、当該地域の状況等を踏まえ、対象事業に係る計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について総合的に審査し、次の結果を得たものである。

目 次

1	対象事業の概要	4
2	審査意見	6
	(1) 全般的事項	6
	(2) 計画段階配慮事項	7
3	審議経過	8

1 対象事業の概要

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称：株式会社レゾナック

代表者の氏名：代表取締役社長 高橋 秀仁

主たる事務所の所在地：東京都港区東新橋 1-9-1

東京汐留ビルディング

(2) 対象事業の名称及び種類

名 称：川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮）

種 類：発電所（火力発電所）の更新

(3) 事業実施想定区域

位 置：神奈川県川崎市川崎区扇町 5-1

面 積：35.6 万 m²

用途地域：工業専用地域

(4) 計画の概要

ア 目 的

ボイラー・タービン発電機 4 号機を廃止して、都市ガス及び二酸化炭素の発生がない水素を燃料とする火力発電所へ更新（リプレース）

イ 新設する施設の概要

項目	GT-A	GT-B	GT-C	GT-D	ST
原動力の種類	ガスタービン	同左	同左	同左	汽力
出力(kW)	31,830	同左	同左	同左	44,200
合計(kW)	171,520				
燃料	都市ガス、水素				－
煙突	高さ①59m ②80m（複数案設定） 4基				－
冷却塔	淡水循環冷却方式	同左	同左	同左	同左

注：１．ガスタービン出力は大気温度 15℃の値を示す。

２．運転開始時は、水素を 30%容積で使用する計画である。

2 審査意見

(1) 全般的事項

対象事業は、株式会社レゾナック川崎事業所（扇町地区）の火力発電所のボイラー・タービン発電機 4 号機を廃止して、都市ガス及び水素を燃料とする火力発電所へ更新（リプレース）するものであり、二酸化炭素排出量を削減し、水素は新設のパイプラインにより供給、復水器の冷却は冷却塔による淡水循環冷却方式を採用することにより、事業に伴う環境負荷をできるだけ抑える計画としている。

しかしながら、燃料を都市ガス及び二酸化炭素の発生がない水素とすることで二酸化炭素排出量を現在より年間 24 万トン以上削減する目標としているものの、運転開始時における水素の燃料混焼率は 30% 容積であることから、2050 年のカーボンニュートラル社会実現に向けて水素の燃料混焼率を高めるよう努める必要がある。また、川崎市における一部の大気環境の測定地点で、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく二酸化窒素の対策目標値の下限値を達成していないことから、燃焼条件等の検討の際には窒素酸化物の排出量に留意するとともに、可能な限り優れた環境性能を備えた施設の採用及び効率的な運転管理を踏まえた対象計画を策定する必要がある。

配慮書に示されている複数案から対象計画を策定するに当たっては、大気環境及び景観を始めとする様々な環境要素を考慮し、総合的な見地に立って判断するとともに、策定の経緯について明らかにする必要がある。

(2) 計画段階配慮事項

ア 対象事業では、新たな技術の導入を想定していること、燃焼条件等により大気環境に与える影響が大きく異なることから、プラント設計の詳細を明らかにし、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）等において大気環境の環境保全措置を含めた詳細な予測・評価に繋げる必要がある。

復水器の冷却は冷却塔により行うため、冷却塔の設置基数が現在よりも増加し、風向、風速、温度・湿度などの気象条件によっては、京浜運河等を通航する船舶や近隣道路を通行する自動車の交通に影響を及ぼすことが懸念されることから、方法書等において「水蒸気白煙」が与える影響について検討する必要がある。

イ 煙突にあっては、時間帯、天候などの条件を踏まえて、高さだけではなく配置や形状、色彩等についても検討する必要がある。

ウ 緑化計画の策定に当たっては、方法書等において事業実施想定区域内の緑化面積等の状況を定量的に明らかにするとともに、現況調査結果を十分に勘案する必要がある。敷地外に緑化地を確保する場合にあっては、その選定理由を明らかにする必要がある。

エ 動物の生息状況の調査に当たっては、重要な種の営巣・繁殖状況等を正確に把握するため、動物の活動時間を踏まえるとともに、四季のみではなく中間的季節を含んだ詳細な現地調査を行う必要がある。

3 審議経過

令和6年	7月 2日	市長から審議会に配慮書に対する市長意見作成のための審査について諮問
	7月 2日	現地視察
	7月17日	審議会（事業者説明及び審議）
	8月21日	審議会（答申案審議）